

## 議会基本条例検討協議会

平成24年2月8日(水)

場所：委員会室

- 1 会長及び副会長の選出について
- 2 大和市議会議会基本条例検討協議会設置要領(案)について(資料1)
- 3 今後の進め方について(資料2)
- 4 その他

午前 10 時 25 分 開会

【事務局長】 会長、副会長が選出されていないので、当分の間、事務局が進行させていただく。なお、井上委員から欠席の連絡があったので報告させていただく。

議長が出席されているので、ごあいさつをいただく。

【木村議長】 まず、ここまでに至った経過を説明させていただきたい。

昨年 6 月末に各会派及び議員から議会改革に関する提案として 71 項目をいただいた。それを代表者会、議会運営委員会及び議会報編集委員会で諮るべきことに分け、協議し、この 3 つの会での検討は 1 月 24 日で終了している。議会改革に関する提案の中の議会基本条例の検討組織で協議していくものについて、1 月末に各会派から委員を選出させていただいて、きょう 1 回目の会合となっている。

1 月 24 日の代表者会で本協議会の名称を決定させていただいた。また、本協議会を進めていくに当たり、代表者会の中でまとめた内容が、別紙資料 1 に盛り込まれているが、その中に表現できていない部分があるため補足させていただく。この協議会は月に 2 回くらい開催し、議会基本条例の完成をことしの 12 月くらいを目途にという話が代表者会で出ている。さらに、本協議会の委員は、会派の全権を委任された前提で、協議会に臨んでいただきたい。これが代表者会での申し合わせになっている。本協議会で結論を出す意味合いでの全権委任なので、確認の意味で申し添えておきたい。

大和らしい、魂の入った議会基本条例を目指して、皆さんでいい知恵を出してまとめていただければと思う。市民に開かれた、本市議会が市民に開放されるという画期的なものになるようにご努力いただくことをお願いして、初回のあいさつとさせていただきます。

#### 1 会長及び副会長の選出について

【事務局長】 会長の選出については、この場の年長委員である窪委員に会長の選出をお願いしたい。

【窪委員】 自薦、他薦があればお願いしたい。

【中村委員】 立候補する。

【河崎委員】 立候補する。

【赤嶺委員】 河崎委員の多くの知識や経験が生かされる場だと思うので河崎委員を推薦したい。

【二見委員】 自治基本条例の制定も経験されており、中村委員を推薦したい。

【窪委員】 できたら話し合いで会長を選出できればと思うがどうか。

【中村委員】 河崎委員に会長をやっていただき、私が副会長でサポートさせていただきたいがどうか。

【窪委員】 河崎委員を会長とし、河崎会長から副会長を選出してもらうことでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 副会長の選出を行う。今の経過の中で、中村委員を指名したいがどうか。

全 員 了 承

【中村副会長】 よい議会基本条例が制定されるように、頑張っていきたい。

【河崎会長】 議長から、月2回くらいの開催で12月を目途に条例案を作成すること。また、委員は会派の全権委任を受けている立場で頑張れということ。さらに、大和らしい魂の入った条例で市民に開かれた議会として画期的なものになるように、という本協議会にかける抱負をいただいた。そういう意味では身が引き締まるような思いである。スムーズな会議ができるように努力していきたい。よろしくお願ひしたい。

## 2 大和市議会議会基本条例検討協議会設置要領（案）について

【河崎会長】 事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 ※資料1を朗読。

【河崎会長】 意見等があればお願ひしたい。

【大波委員】 市民の具体的な要求を実践していく形にしないとだめである。そうなる、市民と一体となるような内容を含ませていく必要がある。今の提案は、単に条例をつくれればいいという内容が顕著である。したがって、行政課題について、市民の意見を聞くような形や、それをいかに実践していくかを考え、会議の中に、市民の意見をいかに取り上げていく場を設定するか、ここでの論議をいかに市民に返していくかということも考えていくべきである。

【窪委員】 目的が「協議会を設置し、その運営に必要な事項を定める」となっているだけである。市民の代表としての議会の役割、行政機関をチェックし、より活性化する、そういう目的を入れていく必要があると思う。そうでないと、議会活動を縮小するような方向に行きかねない面がある。目的に位置づける必要があると思う。

【河崎会長】 第1条の「この要領は、」の後ろに、議会基本条例の制定目的とそれを制定するために本協議会を設置する、という内容を入れるということか。

【窪委員】 そうである。

【河崎会長】 大波委員はどうか。

【大波委員】 その辺りが1つの要素になると思っている。

【河崎会長】 1つの要素であるなら、ほかにも条項を付け加えるべきということか。

【大波委員】 会津若松市議会の議会基本条例では、常任委員会で、地域で会合を持って市民の要求や意見を聞いている。本協議会でもそういうことを具体的に聞いて、持ち寄り、反映させていく組織的なものを入れたほうが良いと思っている。

【中村副会長】 この協議会自体が、議会基本条例をつくるのが全面に出過ぎていて、議会基本条例をつくる作業をするような場所になってしまうことを懸念しており、第2条の「検討協議会は、議会基本条例の具体的な内容について検討する。」をもう少し変えたほうが良いということなのか。

【大波委員】 つくることありきという感じを非常に受ける。

【河崎会長】 大波委員の意見は、この要領の運用の中でもできるが、あえて、第2条に、例えば「市民の意見を聞きながら」などの文言を入れたほうが良いということか。

【大波委員】 代表者会でも、議会をどのように活性化していくか、開かれた議会にしていくかなど、いろいろ議論があった。それぞれの議員の支持者だけではなく、全く支持のないところにも議会として報告をしていき、議会がどのようになっているかを知ってもらおう。議会基本条例も規則的な、目標的な条例ではなく、我々が市民と一緒に大和

市をつくっていくという行動の場や実践の場を考えていくような条例にすべきだと思う。県の議会基本条例を見ても、単に議会の基本的な目標、議員のあるべき姿を書いているだけで、実践していくところが、決定的に不足している気がする。

【窪委員】 それはこれから論議する議会基本条例の中で盛り込んでいける。あくまでも検討協議会設置要領だから、議会が市民の代表として活性化し、よりよい大和市政をつくっていくために議会基本条例を制定する。そのための要領であるという目的を入れていけば、大波委員が言う内容は当然含まれてくると受けとめている。

【河崎会長】 第1条及び第2条に加筆する意見が出ている。加筆についての委員の意見を伺った後、加筆したほうがよいとなれば、具体的に加筆をしていきたいと思う。加筆に異論のある方はいるか。

(挙手なし)

【河崎会長】 加筆に異論がないので、具体的な加筆を検討したい。

第1条の「この要領は、」の後に、文言を挿入することになると思うがどうか。

【窪委員】 適切な表現はできないが、「市民の代表として大和市政をチェックし、市民のための市政を発展させるために我々は議会基本条例をつくる」という趣旨と、この論議の内容を踏まえて、事務局で成文化してもらえばいい。

【河崎会長】 「この要領は、大和市議会が市民の代表として、ふさわしい議会となるため、大和市議会議会基本条例を定めるに当たって協議会を設置する。」で1度切り、その後「その運営について必要な事項を定めるものとする。」と続く形になるか。

【中村副会長】 第1条は議会基本条例検討協議会を設置することを定めているだけなので、窪委員の言われた内容は、第2条の検討事項に盛り込むことではだめか。

【河崎会長】 やはり目的である。目的に書いておくのが大事である。

【窪委員】 この要領を制定する目的は、議会基本条例を制定する目的が前提にあって、これからそれを検討することになると思う。事務局はどう考えるか。

【事務局次長】 協議会を設置することだけを目的として、その後検討事項を協議していく。また、目的に明確に入れる場合と両方のやり方があると思う。

【窪委員】 議会基本条例を制定することが、議員活動を規制する方向に行く可能性がなくはない。本市ではないと思うが、そういうことがあってはいけないので、目的のところ、こういう目的のために我々は要領を制定するという考えを入れたほうがいい。

県議会などは4年間に1度しか一般質問ができないような閉鎖的な議会運営を決めている。そういう実態があるから、我々が議会基本条例を検討する場合も、市民の代表として議員の活動をより活性化する、市民の代表として行政をチェックして、本当の二元代表制の一翼を担うための議会基本条例だということを目的にうたわないと、逆の方向に行く場合を懸念するからあえて言っている。

【河崎会長】 第1条に、例えば、「議会が主権を有する市民の負託に的確にこたえるため、議会基本条例を制定するに当たって、その内容を検討するため協議会を設置する」というような内容で事務局に成文してもらいたい。

【大波委員】 今の内容でいいのではないか。

【窪委員】 会長が言われた、「負託にこたえる」だけでもいいと思う。

【河崎会長】 「この要領は、主権を有する市民の負託に的確にこたえる議会基本条例を策定するために設置をする。並びにその運営について必要な事項を定めるものとする。」

る。」などと、文章のつながりを事務局で整理してもらえるか。

第2条についてはどうか。「検討協議会は、市民の意見を聞きながら議会基本条例の具体的な内容について検討する。」とするか。

【窪委員】 それは入れなくていいのではないか。

【河崎委員】 第1条を、文章のつながりを考慮して、次までに整理し確認することでよいか。

## 全 員 了 承

【河崎会長】 ほかに意見等はあるか。

【中村副会長】 第5条第4項で、「議事の決定は、全会一致を原則とする。」とあるが、原則があれば、例外もある。例外を認めるのも全会一致ということは、事実上例外はないということではないか。そうするとこの辺が条文としてはどうなのか。

第8条でいきなり「傍聴人」という文言が出てくる。第6条で「会議は、公開を原則とする。」としているためだと思うが、いきなり「傍聴人」という文言が出てくるのはどうなのか。また、市民も発言ができるという趣旨か。

【議事担当係長】 この要領（案）は代表者会での協議内容を条文に入れ込んでいる。全会一致を原則とすることも、代表者会で本協議会の意思決定の仕方について協議され、決定されている。傍聴人についても同様であり、代表者会の中で会議の公開や委員外議員及び傍聴人についての協議があり、その結果を盛り込んでいる。別の条項で規定が必要ということであればご協議いただきたい。

【河崎会長】 第5条第4項については、代表者会で多数決とするかどうかを諮った結果、合意を旨とする議会基本条例なので、全会一致で行うことが決まった。第8条についても特定の市民を公募することはしないけれども、傍聴に来られた方に関して適宜意見を求めていこうということで合意された。ここのところは覆せない。

中村副会長の主張は、第8条の前に、傍聴人についての記述があったほうがいいのか。

【中村副会長】 傍聴に関して、何も決まりがないのか。

【山本委員】 常任委員会の場合と同様に、委員会に諮って、傍聴を許可することになるのか。

【河崎会長】 私としては、本協議会に諮って傍聴を許可するものではなく、さらに、本協議会中に傍聴人が発言したいという意思表示をされたときには、諮って傍聴人の発言を許可するかどうかを決めるという理解だがどうか。

【窪委員】 委員会の場合は、請願・陳情を出しているその代表者の発言である。市民は委員会の中では発言できない。公開は大原則だが、自由に発言できるとなると、常識の範囲ならいいが、怒鳴り込んでくるような荒れた場合は收拾がつかなくなってしまう。会長が諮って、傍聴人の発言を許すかどうかの事前のチェックはできるが、この場合は、「公開とし、傍聴規則に準じる」などの表現がいいと思う。

【河崎会長】 代表者会での合意事項は、ここに記載のとおりだと思う。場合によっては、荒れることがあらかじめわかっている方に関しては、発言を許可をしないこともできる。傍聴人から発言の申し出があったときは、判断して許可をするということなので、

この表現でよいと思う。この見解でいいか確認したい。

【事務局次長】 代表者会では、より開かれた中で、議会基本条例を制定するため公開を原則とする。さらに、傍聴人、委員外議員の発言についても、発言の許可を諮って認めるということで整理している。

【河崎委員】 この運用としては、本協議会は全員の合意で進めるので、一人でも傍聴人の発言は問題があると考える場合は、発言を許可しないという運用でよいか。

## 全 員 了 承

【佐藤委員外議員】 定例会では、その日程がFMやまと等で広報されている。本協議会についても議会のホームページに開催予定を出していただきたいがどうか。

【議事担当係長】 今回は、正副会長の選出、本協議会設置要領の制定が主眼である。第2回目からは、選出された正副会長と日程調整等も含め、今のご意見を参考に協議をさせていただき、進めさせていただきたい。

【河崎会長】 毎回ホームページに事前にアップするというのでよいか。

【議事担当係長】 正副会長とご相談させていただき、本協議会に諮っていきたい。

【河崎会長】 中村副会長から質疑のあった第5条第4項と第8条については、今の内容でよいか。

【中村副会長】 大丈夫である。

【河崎会長】 要領に関して、ほかに意見等はあるか。

【山本委員】 会議は公開するとのことだが、会議中も入退場は自由なのか。

【議事担当係長】 例外を除き、公開することで会議が進んでいけば許される。ただし、議事の進行の妨げにならないように静かに入退場していただくことを考えている。

【山本委員】 傍聴するときに、住所・氏名の記載をさせるのか。

【河崎会長】 議会の傍聴人の記名に関しては、代表者会で諮っているもので、その結果について報告してもらいたい。

【事務局次長】 傍聴規則では傍聴人の氏名・住所を記載してもらっている。その考え方に準じれば、本協議会もそうなるが、本協議会については準じていないので、傍聴に来られた方に氏名等を書いてもらう理解ではない。

【山本委員】 要領については、傍聴規則に準ずるという記載があったほうがいい。

【河崎会長】 議会改革に関する代表者会の議論では、記名しないで、自由にしたほうがいいという意見も出ていたが、現状維持で同意された経過がある。事務局の見解では、本協議会の傍聴については、本協議会で決めてよいということか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【河崎会長】 私が代表者会で述べたのは、議会のセキュリティーがずさんであるという意見があり、住所・氏名を書くのは一つのセキュリティーになるので、住所・氏名を書いていただいたほうがいいと意見を述べた。

【古谷田委員】 責任を生み出す意味でも住所と氏名を傍聴人に書いてもらう必要があると思う。

【赤嶺委員】 必要ないと思う。自由にいつでもだれでも出入りできる環境がよい。

【窪委員】 意見が違う場合は、今までの傍聴手続に準じてやるしかないと思う。私は、

自分の名前と住所を明らかにして、責任を持ってかかわっていくべきだと思う。

【河崎会長】 傍聴人の発言も許可するので、どこのだれかがわからない人が発言するよりは、だれが発言したかがわかる形が望ましいと思う。

【窪委員】 例えば、私のところにも内部告発があるが、匿名の場合は取り上げない。自分の責任を明かさない内部告発は内部告発に値しない。常識として、自分の行動に責任を負うという面では必要だと思う。

【河崎会長】 赤嶺委員はどうか。

【赤嶺委員】 住所と氏名を書きたくない市民もいる。書きたくないから来ない、発言しないという環境があるならやらなくていいと思う。しっかりとした意見を言われる市民がいれば、後ほどこちらから聞けばいい。住所・氏名を書かないと傍聴や発言ができないのは自由な参加の場ではないと思う。セキュリティー面の意見もあったが、住所・氏名を確認する身分証等の提示を求めている時点でセキュリティーとして何とかするというものではないと考える。

【中村副会長】 身分証明書を提示しないからセキュリティーが守れないと言うなら、身分証明書の提示を求めればよい。ルールは何にでも必要である。責任と権利は背中合わせにあるものだから、自分の意見を主張したいのなら、自分はどこのだれで、こういう意見を持っていると言うのが筋である。それを放棄して権利だけを主張する民主主義は無責任な民主主義になるからよくない。少なくとも名前と住所は明記して参加すべきである。

【山本委員】 事務作業が煩雑になるが、ただ傍聴だけしたい方には名前や住所を書いてもらわず、発言したいと思って来る傍聴者には名前と住所を書いてもらうという考え方もあると思う。

【窪委員】 住所・氏名を公開するわけではない。今までのとおりでいい。

【大波委員】 自由には必ず責任がある。名前は書くべきである。

【河崎会長】 書くという方向で進んでいる。できれば皆さんの合意で進んでいきたい。赤嶺委員はどうか。

【赤嶺委員】 大方の意見が住所と氏名の記載を求めるようなので、そちらに賛同する。

【河崎委員】 住所・氏名を記載してもらうことでよいか。

## 全 員 了 承

【窪委員】 こういうことがあるので、多数決で押し切れない。ここに議事の決定は全会一致を原則とするということがある。改革するところはどんどん改革していかなければいけないが、それが議会のあり方、先輩方が長い間かけて蓄積した財産ではないかと思っている。

【河崎会長】 ほかに意見等はあるか。

【赤嶺委員】 この要領の変更及び削除等はどうに行っていくのか。

【河崎会長】 第11条に委任の条項があるので、変更等が生じた場合は、本協議会に諮って進めていくことになる。

【佐藤委員外議員】 第10条に関して、条例が制定された後は本協議会がなくなるのか。

【議事担当係長】 代表者会で各会派及び議員からの議会改革に関する提案を検討した

中で、議会改革を検討する組織の常設化という趣旨の提案があり、代表者会で結論が出ずに、本協議会で検討することとされている。第10条については、合意が得られている最短の期間を書かせていただいている。常設化していくことになれば、第10条を改正する必要が出てくると考える。

【河崎会長】 本協議会の名称は議会基本条例検討協議会なので、常設化されたとしても別の要領になると思う。条例を検討する過程で協議したい。

第10条で「議会基本条例を制定するまで」となっていると議会の議決を得るまでとなる。任期は議長に答申した段階かと思っていましたが、制定までが任期なのか。

【議事担当係長】 変更がある場合は協議をお願いしたい。

【事務局次長】 考え方としては、制定までと整理させていただいた。

【河崎会長】 議決されなければずっとやるのか。

【大波委員】 そうなるのではないか。

【窪委員】 各会派の代表が集まり、全会一致を原則としているので、議会で否決されることはない。議決された時点で自然消滅することが常識的だと思う。継続して設置していくとの意見もあるが、制定の段階で終結して、新たな課題があれば提案し、合意されれば新たな協議会をつくって検討していくことはあり得ると思う。

【河崎会長】 条例が制定されるまでと確認した。ほかにあるか。

【中村副会長】 会議は公開だが、傍聴規則は準用されるのか。本会議だと傍聴券の裏に傍聴人心得が書いてあり、守れない場合は、退場させることができる。本協議会は自由に傍聴できるが、仮に、大騒ぎしたり、暴れたりする人がいた場合、何もルールがないと、その都度、退場を求めることを全会一致で諮っていくことになるのか。

【河崎会長】 傍聴規則を準用すると、傍聴人が発言できなくなる。これは要領なので、問題が起こったら改正できる。そういう問題が見えてきたら、要領を改正することでどうか。

【中村副会長】 了解した。

【赤嶺委員】 第5条第4項の変更について、各会派で検討していただいて、次回の検討課題にしていただきたい。また、議長が出席されているので、次回の代表者会において、前回協議決定された、本協議会の決定の方法である、「全会一致を原則とする」ことを変更したい旨の意見が委員から出たということで、代表者会でも諮っていただきたい。

【事務局次長】 この要領（案）については、代表者会で決定された内容を盛り込んでいる。代表者会で決定した内容そのものなので、再度議題とするとなると、一事不再議というようなことも考えられると思う。

【赤嶺委員】 本協議会で検討協議した結果は代表者会に諮るのか。

【事務局次長】 代表者会に報告はすることになると思う。先ほどの議長のあいさつにもあったように、全権委任でこの会議に臨んでいただいているので、本協議会で決まったことが、覆ることは基本的には考えられないと思う。

【赤嶺委員】 そうなった場合は、代表者会の決定が優先されるのか。

【河崎会長】 事務局次長が説明したのは、条例案に関してである。本協議会での決定方法については、1月24日の代表者会で諮られ、多数決という意見もあったが、合意を旨とするということで現状維持で決まった。そのため本協議会が多数決で決定するという場にはならない。



【赤嶺委員】 了解した。

【山本委員】 この要領（案）は代表者会で協議した結果ということか。

【河崎会長】 代表者会の決定を踏まえて、事務局で作成したものである。

【山本委員】 その要領（案）を協議した結果、赤嶺委員は「全会一致を原則とする」ということについて考え、会派の全権委任で決める本協議会で再度協議できないか、ということをご提案していると思うが、そういう形にはならないのか。

【河崎会長】 全会一致を原則とすることは、全権委任された代表者会で決定したことである。先ほど事務局長が言われたように一事不再議でもう1回そのことを代表者会に諮ることはできない。

【山本委員】 次回以降の本協議会での決定事項を代表者会に報告したときに、代表者の中から、決定事項を変えるべきだと言われた場合はどうするのか。

【河崎会長】 この要領についてか。

【山本委員】 要領についてではなく、次回以降に細かい内容について、話し合っただけで決まった結果を代表者会に報告した場合に、本協議会で決まったことは覆ることはないと考えてよいか。

【河崎会長】 今後ここで協議することは、条例をどのようにつくっていくかということである。そのことに関しては、全権委任されて、条例案をつくっていくわけなので、覆ることはない。

【窪委員】 あり得ない。そのための全権委任であり、会派代表である。

【河崎会長】 本協議会での決定方法については、既に代表者会において、全員合意で進めると決定されているので、それを覆すことはできない。

【窪委員】 最終的には本会議で条例案が提案されたときに、ここでは全会一致で決まったが、反対することもあり得る。それまでは原則全会一致を旨としながら、協議していいものをつくっていく流れだと思う。

【河崎委員】 この要領（案）に関しては、次回、第1条に関して、案を諮って決定していくことでお願いしたい。

### 3 今後の進め方について

【河崎会長】 日程3については、時間の関係から次回協議する。

### 4 その他

【議事担当係長】 次回の本協議会の開催日程を調整させていただきたい。

※協議の結果、2月21日（火）午前10時からと決定。

【河崎会長】 次回は2月21日（火）午前10時から委員会室で開催する。よろしくごお願いしたい。

午前11時44分 閉会